

## 大津市「人権・生涯」学習推進事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市民が生涯学習活動を通してあらゆる人権問題の課題について積極的な取組を進めることに要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、人権尊重のまちづくりが推進されることを目的とする。

### (補助対象者)

第2条 この要綱による大津市「人権・生涯」学習推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者は、大津市における支所の所轄区域（以下「所轄区域」という。）ごとに設置されている「人権・生涯」学習推進協議会（以下「協議会」という。）とする。

### (補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、地域における「人権・生涯」学習の推進を図るため、協議会が計画的に行う学習活動及び学習活動の実施に必要な活動とする。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち、別表に定める報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料その他市長が特に必要と認める経費とする。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、協議会当たりの基本額80,000円に所轄区域内で大津市人権・生涯学習推進員設置要綱に基づき設置された人権・生涯学習推進員の人数に2,500円を乗じた額の合算額を限度額とする。

### (交付申請書)

第6条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市「人権・生涯」学習推進事業補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 協議会役員名簿
- (4) 人権・生涯学習推進員名簿

(決定通知書)

第7条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市「人権・生涯」学習推進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市「人権・生涯」学習推進事業補助金交付申請棄却(却下)決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

(事情変更による取消通知書等)

第8条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市「人権・生涯」学習推進事業補助金交付決定取消通知書(様式第4号)又は大津市「人権・生涯」学習推進事業補助金交付決定変更通知書(様式第5号)により行うものとする。

(補助事業等の内容の変更等の承認申請書)

第9条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市「人権・生涯」学習推進事業変更承認申請書(様式第6号)又は大津市「人権・生涯」学習推進事業中止(廃止)承認申請書(様式第7号)とする。

(承認通知書等)

第10条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市「人権・生涯」学習推進事業変更承認決定通知書(様式第8号)若しくは大津市「人権・生涯」学習推進事業中止(廃止)承認決定通知書(様式第9号)又は大津市「人権・生涯」学習推進事業変更承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第10号)若しくは大津市「人権・生涯」学習推進事業中止(廃止)承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第11号)により行うものとする。

(実績報告書)

第11条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市「人権・生涯」学習推進事業実績報告書(様式第12号)とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書等(明細を記したものを含む。)の写し

3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日(その日が休日(大津市の休日を定める条例(平成元年条例第67号)第1条に規定する市の休日をいう。以下同じ。)に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日)までに、市長に提出しなければならない。

(確定通知書)

第12条 規則第15条の規定による通知は、大津市「人権・生涯」学習推進事業補助金確定通知書(様式第13号)により行うものとする。

(交付請求書)

第13条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市「人権・生涯」学習推進事業補助金交付請求書(様式第14号)とする。

(一括又は分割による交付請求書)

第14条 規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市「人権・生涯」学習推進事業補助金交付請求書(様式第15号)とする。

(取消通知書)

第15条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市「人権・生涯」学習推進事業補助金交付決定取消通知書(様式第16号)により行うものとする。

(返還通知書)

第16条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市「人権・生涯」学習推進事業補助金返還通知書(様式第17号)により行うものとする。

(帳簿の備付け)

第17条 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業完了後5年間、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

対象経費の費目	対象経費の内容
報償費	講師謝礼、手話通訳謝礼、託児謝礼
旅費	講師旅費、講師打合せに係る旅費、研修旅費、会議等出席に係る旅費
需用費消耗品費	事務用消耗品、用紙代、インク代、研修使用材料、啓発用物品購入費
需用費印刷製本費	記録写真代、資料・チラシ・ポスター作成費
需用費食糧費	講師接遇用、会議時湯茶購入費
役務費通信運搬費	講師、協議会連絡用切手代
役務費保険料	傷害保険料
役務費広告料	看板作成費
役務費手数料	振込手数料
使用料及び賃借料	会場、設備、自動車借上げ料
負担金補助及び交付金	研修会参加等負担金